

『明治天皇御集』について——明治初期の添削を中心として——

豊田 恵子

はじめに

明治天皇（一八五二—一九一二）は、生涯を通じて詠まれた御製がおよそ九万三千首ともいわれる。^①そこから一六八七首に精選して編まれたのが宮内省臨時編纂部による『明治天皇御集』^②である。『明治天皇御集』は年次ごとに四季・恋・雑の部立に従って配列されている。しかし、年次ごとではあるのだが、明治十一年（一八七八）以前の御製についてはひとまとまりとされ、その年代に詠まれた御製の具体的な年次は判明していない。またその時期は『阪正臣談話速記』^③で明治二十年から御歌所に従事した阪正臣が、

何に致せ御歌の風が違って居ります、御幼少のときは孝明天皇様が御覧になりました、それから有栖川宮様ですか明治初年頃の御製を拝見せられました、余程昔風の、お公卿様風の御歌でありましたが、其後は其お公卿様風を御脱しになりました、其頃から吾々は認めて、ほん物の歌と申して居ります。

と語るように、それまで明治天皇の父であった孝明天皇や有栖川宮職仁親王

が明治天皇の和歌の師匠を務めていたが、明治三年に三条西季知が歌道御用掛となり、天皇の指導にあたることとなった。それ以後、明治四年に福羽美静、同五年に八田知紀、同七年に松平忠敏、近藤芳樹がそれぞれ三条西と同じ歌道御用掛として、そして明治九年には天皇の生涯に亘って歌道を指導することとなる高崎正風が御歌掛に任じられた。このように、近世以前の方とは異なり、御製の指導が御歌掛（後の御歌所）^④という宮内省の一掛によつて、組織的に行われるようになった時代でもあった。つまり、明治十一年以前は、歴史的にも大きな変化を遂げた時代でもあったが、伝統的な和歌という文化においても、制度的に大きな変化があったとも言える。この時代の御製の指導の有り様を読み解くことは、その後に設立される御歌所の制度にもつながる組織の基盤がどのように作られたかを読み解くことでもあり、それは、近世以前に行われていた指導とどのように異なっているかを浮き彫りにすることでもある。

伝統的な和歌が明治に至って、近世以前と全く異なるものとなるのかどうかを、明治初期の御製の指導を示す資料を読み解くことで明らかにしたい。

一、『明治天皇御集』と三條西家所蔵資料について

『明治天皇御集』は御歌所に設置された宮内省臨時編纂部によって、大正五年（一九一六）から同八年にかけて編纂された。約九万三千首から精選した一六八七首の御製を、年次毎に春・夏・秋・冬・恋・雑の部立順に配列したものである。膨大な御製から撰集する作業は、大変困難であったと推測されるが、それがどのようなものであったかを窺い知ることができる詳細な資料が宮内庁宮内公文書館に所蔵されている。

まず御集の根幹の資料となった『明治天皇御製』⁽⁵⁾は、全一〇七冊からなる御製の全集であり、御歌所によって編纂されたものを大正期に臨時帝室編修局が書写したものである。これは、明治十一年以前から明治四十五年までの御製を収めており、御集と同様に年次毎に部立順に御製が記されている。日々詠まれた御製の書き留めを御歌所でまとめた重要な資料の写しといえよう。

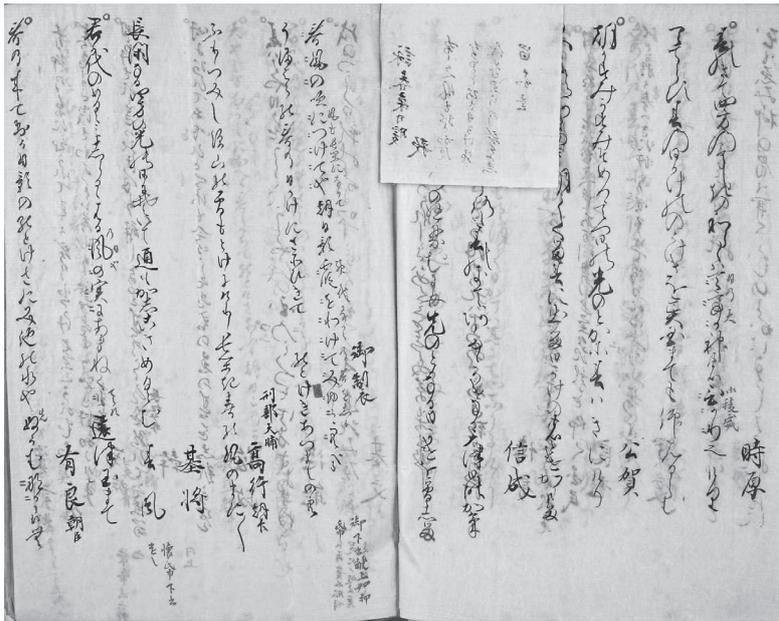
そして、この資料を基に御集を編む下資料となったのが『明治天皇御集稿本』⁽⁶⁾である。全一一四冊からなる資料で、『明治天皇御製』から書写またはコンニャク版によって刷ったものを一首ごとに切って貼り付けた資料である。御製を題や上句ごとに並びかえて貼り継ぐことで、類似した御製を除くなどの方法により選定作業が進められたことが推測される。朱筆による訂正なども加えられており、作業の過程を示す大変貴重な資料である。

また『明治天皇御集 類句原稿下句アーサ行』⁽⁷⁾は、『明治天皇御集稿本』と同様に御製をコンニャク版で刷ったものを、下句を五十音順に並びかえた

資料である。この資料も御集編纂のための資料であり、類似の御製の入集を避けるために作成されたものと考えられる。

このように、入念な作業で進められた『明治天皇御集』であるが、御歌所が御製を書き留めていたことから、これだけの膨大な御製を約三年で御集にまとめることができたと考えられる。御歌所は御製を管理するのが職掌であったので当然と言えば当然だが、御集に直結できるような資料をまとめたのは、大正期に至って初めて御集の企画があったのではなく、おそらくかなり早い段階で御集編纂の意図があり、その備えがあったからではないかと考えられる。事実、『御歌所日記』⁽⁸⁾の明治三十八年三月十三日条に御集を指すと思われる「金烏集」の語が見いだせる。

では、ここで問題となってくるのが、明治十一年以前としてひとまとまりにされた点である。これは、明治十一年以前の御製は詳細な年次が不明であることを示している。御歌所が設置されるのが明治二十一年のことであるので、明治十一年頃はその前身である御歌掛または歌道御用掛が御製を管理している時代であった。また、明治十一年以前は、先述したように順次、御歌掛が任命されて増員した時期でもあったため、職掌分担が流動的であったと推測される。そのために、明治十一年以前の御製の管理が行き届かず、詳細な年次が不明となってしまったのであろうか。しかし、この不明と判断されかねない御製の年次を特定することができる資料が早稲田大学図書館に所蔵されている。元々の資料の所持者は三條西季知で、明治三年十一月八日に歌道御用掛に任じられてから没する前年の明治十二年まで御製の添削を行っていた人物である。つまり、「明治十一年以前」の中心的な御製の指導者である。その三條西季知が所持していたのが、『三條西季知歌稿』⁽⁹⁾（一冊）、『明



『三條西季知歌稿』（早稲田大学図書館所蔵）のうち明治三年の箇所。左頁の一首目に御製と添削が記されている。

治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』（一冊）、『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』（二冊）である。

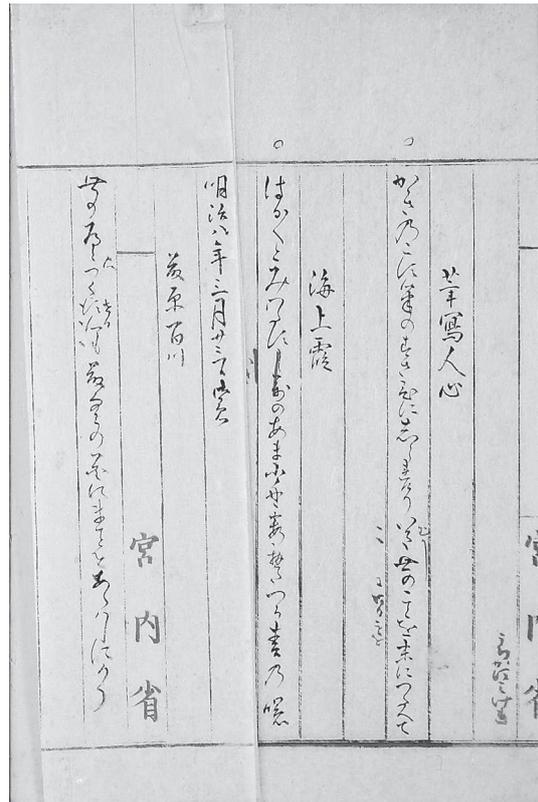
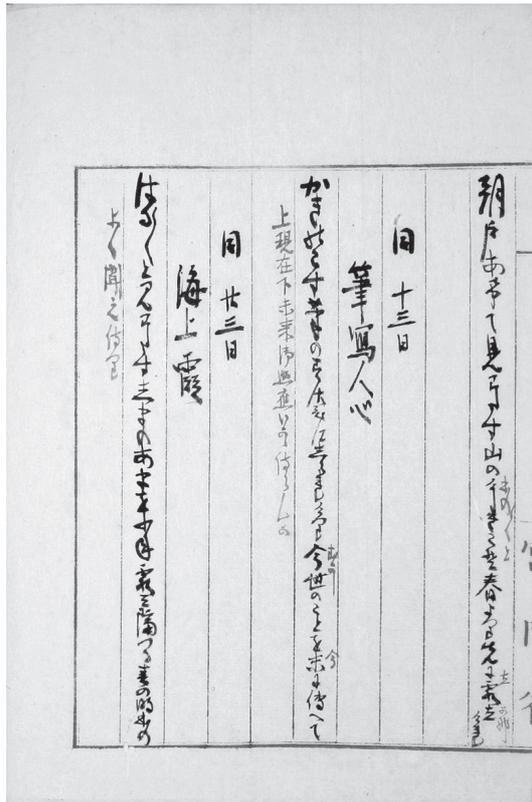
まず、『三條西季知歌稿』は、明治三年から十一年までの三條西季知の和歌や覚書を記した歌日記の体裁をとった資料である。本資料は全て三條西の自筆によるもので、年次ごとにおおよそ時系列に沿って記述がなされている。この中には三條西の歌稿だけではなく、明治天皇の御製や昭憲皇太后および華族等の和歌への添削資料も含まれており、当時の御製などがどのように

詠まれていたかを知る上で大変貴重な資料である。御製については、出詠された会とその年次も合わせて記載されることが多く、これによって御製の年次を知ることができる。なお、『三條西季知歌稿』に記された明治三年から十一年の御製は『明治天皇御製』にも未収載のものが七五首見られた。以下、未収載の御製を六三頁に掲出した別表1に示す。

『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』は季知がまとめた資料と思われるが、月次歌会での御製に対する、松平忠敏と近藤芳樹による自筆の添削資料である。松平忠敏は明治七年四月五日に、近藤芳樹は明治八年五月十日にそれぞれ歌道御用掛に任命された。本資料では、近藤が任に就く以前であるが、明治七年二月から十一年十二月までが収められる。但し、明治十年の添削が存在しない。添削の方法であるが、会ごとに二人で分担をするのではなく、同一の御製を松平と近藤の二人で添削を施していたことが窺える。一首の御製に対して二人の添削が並列して書き記されているのではなく、別々に添削を書き記した資料が後にまとめられたものと考えられる（四七頁写真参照）。

『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』は三條西季知による、明治十一年から十二年の御製への添削資料の書き留めである。昭憲皇太后の御歌は資料の末尾にまとめて記された一四首（但し題のみ二首を含む）のみで、それ以外は全て御製が書き記されている。両冊とも一部を除き三條西による自筆の資料であり、『三條西季知歌稿』と同じく、御製を添削した年次や、詠出された会などが書き付けられている。

以上、いずれの資料も明治初期の御製への添削が実際にどのように行われていたかを知る上で大変重要な資料である。なお、『明治天皇御製・明治七



『明治天皇御製：明治七年至十二年月次并当座歌稿』（早稲田大学図書館所蔵）。写真右、近藤芳樹の添削。写真左、松平忠敏の添削。いずれの添削も明治八年二月前後の月次歌会の御製に対するもの。

年至十二年月次并当座歌稿』と『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』は同一の装丁が施された資料であり、いずれも「宮内省」の用箋を用いていることから、三條西が歌道御用掛の任に就いていた際に使用していたものと考えられる。また、題箋が示す通りに御製への添削資料だったことは間違いないものと推測される。つまり、これらの資料によって、『明治天皇御集』が明治十一年以前とした御製について年次の特定が可能となる。

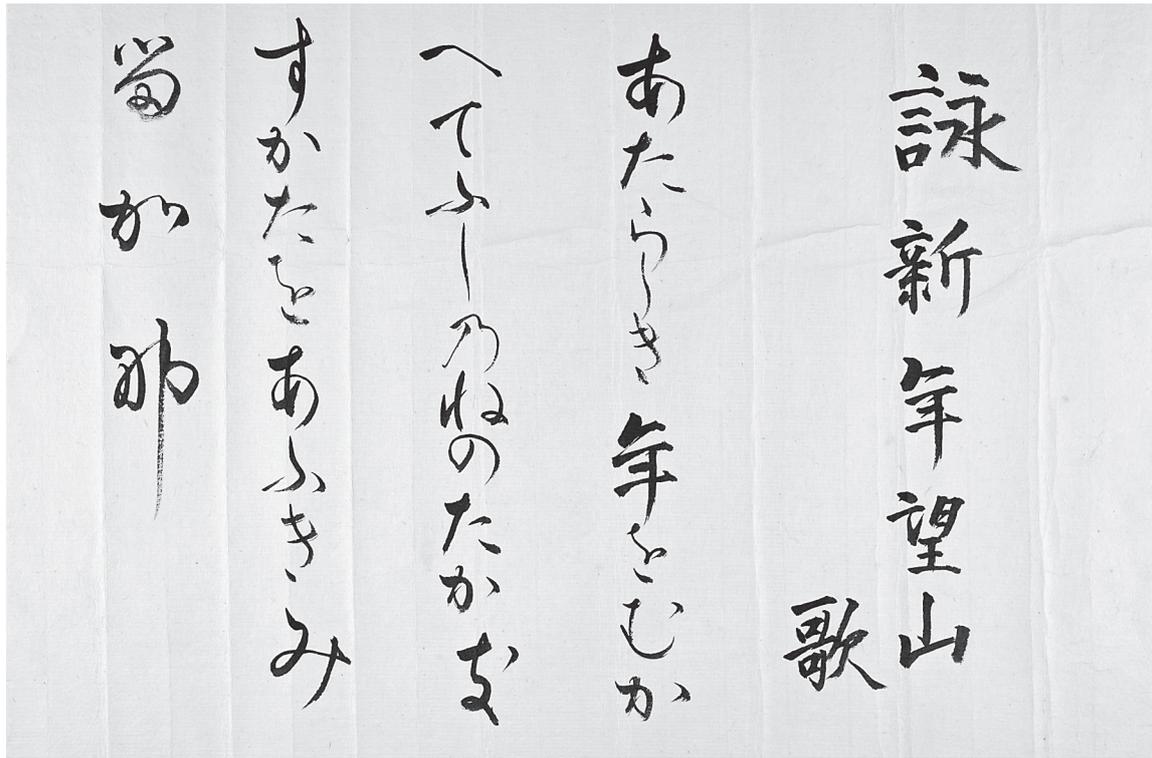
それでは、なぜこのような詳細な年次を特定する資料があるにもかかわらず、御集では明治十一年以前の御製がひとまとまりにされてしまったのだろうか。三條西がこれらの資料を個人的な手控えとして所持していたために、三條西の後に御製の添削を主導的に行った高崎正風が引き継がなかったためであろうか。当然その可能性は考えられなくもないが、三條西がここまで詳細な資料を個人の手控えだけのために書き留めたとは考えにくい。おそらく何らかの意図があつてまとめたものだと考える。これらの疑問を明らかにするためにも、以下の章では三條西が所持した添削資料を検討することとした。また、合わせて当時の添削の実態も明らかにする。

二、三條西の添削方法について

三條西がどのような添削をおこなっていたかを検討するため、資料から読み取れる添削内容を年次ごとに示すと以下の通りとなる。

明治三年～六年…三條西による単独の添削。添削資料は『三條西季知歌稿』のみ存する。

明治七～八年…近藤芳樹、松平忠敏が添削。添削資料は『三條西季知歌



明治天皇が明治九年に出詠された歌会始の御懐紙（東山御文庫所蔵『明治天皇御会始御懐紙』（勅封番号：185-1-3））

とが、御製の添削とともに「御下書献上如押紙」とした書き入れがあることによっても窺い知れる。なお、東山御文庫には明治天皇の歌会始の御懐紙が収められているのだが、明治三年分を欠いている。三條西の手本によってどのように記されていたかが推測できるので、以下に「押紙」に記された手本を掲出する。

詠春来日暖

歌

ふく風ものどかに

なりてあさ日かけ神

代ながらの春をし

留嘉奈

御製の大意は「吹風ものどかになって、神代のままの変わらない春を感じることであるよ」と考えられる。歌会始の御製への添削は、明治三年のみでなく、これ以後も毎年行われた。施された添削は、東山御文庫に現存する歌会始の御懐紙に全て反映されている。このことから、明治天皇は三條西の添削に対して取捨選択をされるのではなく、添削をそのまま受け入れられたことが窺える。明治三年から六年までは三條西が一人で添削を行っていた。いかに三條西が重要な役割を果たしていたかが、これらの添削によって窺い知れよう。なお、歌会始だけでなく、それ以外の月次歌会や内々の御会についても添削を施していた。但し、明治三年から六年までの添削は、歌会始をはじめとする歌会についてのみ行っており、明治天皇が日々たゆみなく詠まれていた御製全てに対して行っていたわけではないことが『三條西季知歌稿』に書き留められた添削から窺える。つまり、歌会始をはじめとする歌会に出

詠された御製に対してのみ添削が行われていたといえよう。

《イ》明治七年から十年までの添削方法

明治七年から十年までの添削は『三條西季知歌稿』『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』に見え、明治七年は六五首、明治八年は五三首、明治九年は四三首、明治十年は『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』に御製の書き留めが見られないため『歌稿』の三首が、それぞれの資料から見出せる。

この期間の添削であるが、明治七年に至ってそれまでとは異なる方法が採られたことが窺える。それまで三條西が一人で行っていた添削が、会によって分担されるようになった。歌会始を三條西が、月次歌会を近藤芳樹と松平忠敏が担当した。どのような方法で添削が行われたかを以下で検討する。

歌会始については引き続き三條西が添削を行っているが、それまでの方法と異なり、他の御用掛にも添削した御製を見せていたことが『三條西季知歌稿』から推測される。

新年望山 御製

あたらしき年を迎へてふじのねの山高きのすがたはをあふぎみる哉かはらざりけり

右、美静、芳樹、忠秋、忠敏等へ内談、御引直シ申上ル者也。委細別記ニアリ。

明治九年の歌会始の御製への添削資料であるが、福羽美静、近藤芳樹、渡忠秋、松平忠敏と相談した上で御製を添削したことが記されている。なお前

頁に掲げた写真で、添削が反映されていることが確認できる。ここからは、三條西が一人で添削にあたっていた明治六年までとは異なり、合議制のような形式で添削を行っていたことが窺える。このような方法はこの年だけでなく、明治十年には福羽美静、高崎正風、渡忠秋、松平忠敏などへ、十一年にも高崎正風、近藤芳樹などへ相談した上で添削を行っていることが分かる。

次に、月次歌会の御製への添削について検討したい。『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』の本紙一丁目に三條西の筆で年次と添削者の名前が記されている。それによれば、明治七年から八年は近藤と松平が、九年は松平が、十年は記録がなく、十一年は再び近藤と松平による添削が行われたことが分かる。なお、九年は近藤の名前の記載はないが実際に添削にあたっていたことが『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』に自筆の添削資料が収められていることから窺える。以下に、『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』と、月次歌会に実際に詠進された御製の写しを収めた『宮中月次並京都華族等詠進』と『明治天皇御製』を比較することで、どのようにして添削が行われたかを示したい。

《明治八年二月十三日月次歌会、兼題「筆写人心」》

【近藤による添削（『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』）】

①かきのこす筆のすさびにむかししられけりいま世のことを末につたへてにあること

【松平による添削（『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』）】

②かきのこす筆のすさみにむかししられけり今世のことを末に伝へて現在、下、未来、御照応いかゞ侍らんか

【月次歌会で詠じられた御製（『宮中月次並京都華族等詠進』¹²のうち）】

③かきのこす筆のすさびにしらけり今世のことをすゑにつたへて

【『明治天皇御製』¹³】

④かきのこす筆のすさびにしらけりむかしのことを末につたへて

まず、注目すべきは、③の月次歌会に出詠された御製には、近藤と松平による添削が全く反映されていないことである。先に、季知の歌会始での添削が事前に添削され、それが実際に御製に反映されていることは指摘したが、ここではそうでないのである。しかし、④の『明治天皇御製』を見ると、①、②で施された添削が反映されている。ここから推測できることは、御製は添削される前に歌会に出詠され③、その後、近藤と松平による添削を経て①・②、『明治天皇御製』④に記されたということである。

この例に限らず、いずれの月次歌会での御製も同じような状況であり、このような手順で添削が行われたと推測される。なお、二人による添削は①・②のように意見が分かれる場合がしばしば見られる。①では下句は「むかし世にあることを末につたへて」で、②は「むかしのことを今に伝へて」と添削されている。④を見ると、それぞれの意見が取捨選択され「むかしのことを末につたへて」として御製に反映されていることが分かる。このように意見が分かれる場合について、どのような最終判断が下されたかが問題となるが、両者の添削資料を三條西が所持していたことを踏まえると、三條西が判断していたと推測される。このことは、明治九年に、松平のみが月次歌会の添削にあたっていた資料からも窺える。

《明治九年四月二十三日月次歌会、兼題「雲雀消霞」》

【松平による添削（『明治天皇御製』明治七年至十一年月次并当座歌稿）】

⑤春霞たなびく空に夕ひばり声をのこして立のぼる也
バかりこそ
りけり
ッッッッッ

【月次歌会で詠じられた御製（『宮中月次並京都華族等詠進』¹⁴のうち）】

⑥春霞たな引そらに夕ひばりこゑをのこして立のぼるなり

【『明治天皇御製』】

⑦春霞たなびく空に夕雲雀こゑばかりこそたちのぼりけれ
歌会で詠まれた御製⑥が、松平によって⑤のように「声ばかりこそ立のぼりけれ」添削され、それが⑦では「たちのぼりけれ」として、⑤の「のぼりけれ」が⑦では「のぼりけれ」となっている。これは三條西によって係り結びの修正が行われたといえる。

明治七年から同十年までは、それ以前の添削とは異なり、歌会始と月次歌会で分担して行っていたことが分かった。これは、『三條西季知歌稿』に明治七年から同十年の月次歌会での御製がほぼ書き留められていないことから窺える。では、明治十一年はどのように添削が行われたのだろうか。

《ウ》明治十一年の添削方法

『明治天皇御製皇后御歌』明治十一年同十二年』は、歌会始や月次歌会の御製への添削のみならず、歌会以外の御製も書き留められている。これは、『阪正臣談話筆記』に、ほとんど毎日のように御製が御歌所に下げられていたことが記されているように、この頃から日頃詠まれた御製が歌道御用掛に下げられていたと考えられる。つまり、明治十年までは公の歌会での御製のみ添削であったが、明治十一年以降は公の会に限らずに御製の添削を行っ

たと考えられる。それを示すように、『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』と『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』には二三九首の御製が見出せる。

それでは、明治十一年の御製の添削方法を見ていきたい。先に明治七年から十年までは添削を会ごとに分担して行っていたことを述べたが、明治十一年の月次歌会では以下のような手順を経て添削が行われた。

《明治十一年三月五日月次歌会、兼題「遙峰帯晚霞」》

【季知による添削（『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』）】

⑧ 此夕ミわたす富士に^{の高ねに}。

春霞たな引色ハ
のどけかりけり

【近藤による添削（『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』）】

⑨ 此ゆふべふじの高ねの春霞たなびくいろハのどけかりけり

まことにゆほびかなるおほんことの葉ながら、四句たなびく見れば、と
侍らバ猶めでたく侍らんか

【松平による添削（『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』）】

⑩ 此ゆふべふじの高ねに春霞たなびく色ハのどけかりけり

可否ことに申上候むね侍らず

【月次歌会で詠じられた御製（『宮中月次並京都華族等詠進』¹⁵のうち）】

⑪ 此夕ふじの高ねのはるがすみたなびく色ハのどけかりけり

【『明治天皇御製』¹⁶】

⑫ このゆふべふじの高ねの春霞たなびくミればのどけかりけり

明治七年から十年にかけて、月次歌会に出詠された時点では、御製は添削を受けられていなかったが、右の例では、⑪は、⑧での三條西の添削が反映されていることが分かる。更に、歌会後に近藤と松平が改めて添削を行ったことが第二句が「ミわたす富士に」ではなく「富士のたかねに」であることから窺える。また、⑨での「たなびくいろハ」とある四句目への近藤の添削に「四句たなびく見れば、と侍らバ猶めでたく侍らんか」とあるのが、⑫の四句目で「たなびくミれば」として反映されている。このように月次歌会では、まず歌会で詠まれる以前に三條西が添削し、それが歌会に出詠され、その歌会の後に近藤と松平が添削を行い、それが『明治天皇御製』に反映された。つまり、二段階で添削が行われていたことが分かる。

歌会の前に添削を施せばそれで問題はないと考えられるのだが、更に念を入れて会の後に添削を行うことの意義は何であろうか。このことについては、後に詳しく検討を加えることとする。

以上から、歌会によって分担していた添削は、明治十一年に至って三條西が加わることとなる。これによって、三條西は全ての御製に目を通していたということが指摘できる。

《エ》明治十二年の添削方法

明治十二年はどうであったか。明治十二年は、今まで検討してきたように『明治天皇御製』が明治十一年以前としてひとまとまりでまとめられていたのとは異なり、明治十二年で一冊に御製がまとめられている。これは、明治十二年に至って御製が完全に管理されていたことを示す。そして、明治十二

年以降は、すべて年次ごとに御製は整理され、まとめられている。しかし、『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』の三條西の御製添削の書き留めには『明治天皇御製』には見出せない御製が何首か指摘できる。

では、どのように明治十二年の添削が行われたかを検討したい。明治十一年もかなりの頻度で添削が行われていたが、明治十二年では、その頻度はより高くなり九四九首の御製が見出せる。添削した日付を一覧にして六三頁の別表2に示した。添削の頻度が高いときは三日ごとの間隔、低いときでも月に二度は御製の「拝見（添削）」を行っていたことが三條西の書付から窺える。これは、『御歌所日記明治十二〜十四年』¹⁷に「三條西参内」という記載が見えるのだが、この書き留めも踏まえると、『御歌所日記』に記載がない日にも参内して御製を添削していたことが窺える。そういう点でも貴重といえる。また、この年は度々体調を崩して参内できなかったようである。その際には息子である公允や、廣幡忠秋、平尾諦蔵が代理で御製を筆写したことが、季知ではない筆跡で御製が書き留められていることから窺える。では、この年の添削がどのように行われていたかという点、ほぼ単独で行っていたようだ。しかし、全く添削ができないほどに体調が不良である場合は高崎が行っていたことが「予所勞高崎拝見也」という書付によって分かる。これによって、三條西は自身が添削していない御製についても書き留めようとする意志があったと考えられる。

明治十二年では、それまで複数人で行っていた添削が、再び明治三年から六年のように三條西が単独で行っていたことが推測される。なお、歌会始といった重要な公の会では、近藤も添削にあたるなど、複数で添削を行っていたことが分かる。

《オ》 添削の姿勢

《ア》から《エ》で検討したように、三條西の資料が示すことは、『明治天皇御集』の明治十一年以前の御製の年次を明らかとするだけでなく、御製への添削の有り様がどのようなものであったかを浮き彫りにするものであった。年次ごとに添削の方法が変化しているが、共通している態度は単独での添削をなるべく避けるように行っていたことである。それほどに細心の注意を払って御製の添削を施していたといえよう。また、こうした複数で同一の御製の添削にあたるのは、近世以前の天皇や公家には珍しいことではなく、多くの資料が現存する。三條西はこのような近世以前の姿勢を踏まえて、御製への添削方法を工夫したのだと考える¹⁸。

ところで、臣下が天皇の御製の添削を行ったという事実に対して、最も気になるのが、臣下は御製を添削するという点に憚りがなかったのかということである。三條西が複数人で添削にあたった理由の一つにはこのようなことが背景にあったのではないか。先に、添削がどのような方法で行われたかを検討したが、ここでは三條西の記述を基にどのような態度でもって添削していたのかを見ておく。

まず、もつとも公の目に触れることとなる歌会始の御製から見てみたい。三條西が歌道御用掛に任じられてから全ての歌会始の御製に目を通していたが、やはり特に気を遣って添削を施していたことが以下の文言から分かる。

御製ノ御事、殊ニ先達書ノ御題、其余ニモ御両三首、人々大ニ感吟申上候儀ニ有之拝見仕候。季知別而恐悦、且ハ奉畏存居候。今度ノ

御製モ、右御分ニテ題トク御宜ト拝見仕候得ト、御会始ハ、猶更人々コ
ゾリテ拝見仕候義、御仁徳ノ御意味合被含在候ハ、別テノ御事ニ候哉。
即チ歌ヲ以テ人心ヲ教導ノ場ニモ有之候哉ト恐ナガラ存上、余リ御引直シ
申上過ニテ

思召ノ程モ奉恐入候得共、有ノ俣、恐ラ顧ズ、別紙申上試奉候

上季知

（『三條西季知歌稿』明治五年）

御製は宜しいものと拝見したが、歌会始は多くの人々が御製を拝見する機
会なので、その御仁徳で人心を教え導くものであると存じ上げるものである
ので、余りにも御直ししてしまったのですが、恐れを顧みずに試みに天皇に
奉るものである、としている。実際に、添削前の御製は「吹かぜの光につれ
てあらたなる春の日かげものどかなりけり」であったのが、添削後は「日に
そへてけしきやはらぐはるの風よもの草木にいよ、吹せむ」として、三條西
が申告した通り相当な添削が加えられている。歌会始には天皇は添削を受け
入れられ、添削後の形で懷紙を詠進されている。この他にも、明治六年の歌
会始の添削では、以下のような書付も見られる。

詠新年祝道歌

年たちていはふに

いとゞすくなれと

我世の道を思ひ

計留哉

御下書献上如此。

御二句いはふにいよ、ト被為在度重ルノ処、

昨春御歌会始

日にそへてけしきやはらぐ春の風よもの草木にいよ、ふかせん

昨秋琉球人被 召御会、

立ならぶ庭の梢の初紅葉いよ、そはむ色をこそまで

右いよ、ノ御詞、今度共ニ御三ヶ度ニ相成奉候、何トカ申人モ可有之哉。
然而小事ノ論タル坎。但聊懸念ノ間、福羽江内々示談ノ処、人評モ如何、
依而いとゞ坎、為在可然坎ノ旨返答也。則其分ニ清書申候者也。

（『三條西季知歌稿』明治六年）

御製に使われている「いよ、」という語が公の会で三回も詠み込まれるこ
ととなるため、変更するように進言している。これは念を入れて、福羽美静
にも「示談」、つまり相談して同意を得られたため添削を施したとのことで
ある。明治五年の会と同様に、三條西は歌会始の御製へは、とりわけて細心
の注意を払って添削をしていたようである。また、元の御製からかけ離れて
いるほどの添削である場合には、添削の理由を詳細に説明していたことが分
かる。なお、歌会始だけでなく月次歌会の御製に対しても、細やかに添削を
施していた。

八十五御当座

見月

御製

○村雲のまよひハあれど秋のよのこよひの月をみるをたのしむ

第四五ノを差支間敷哉。ミるぞ楽しきト可被 遊哉旨 御沙汰也。左

スレバミるぞ楽しきト可被 在也。但夫ニテハ御普通ノ物ニ可相成坎。

天子ノ御哥カ、ル巨細ノ事ニ御拘リ召被為 左方御直坎。殊、をト

被遊候処、至極感吟奉ル者也。旁以 御詠出之俣、可然ノ段言上了。

（『三條西季知歌稿』明治四年八月十五日御当座）

これは、明治九年の歌会始の御製への添削資料であるが、福羽美静、近藤芳樹、渡忠秋、松平忠敏と相談した上で御製を添削したことが記されている。しかも「内談」とあるように、三條西の意志によって内々に相談したことが分かる。先にも掲出した明治六年の歌会始でも、福羽に「内々示談」とあることから度々行っていたようである。また、三條西ではなく天皇の御意志によつて添削を相談する旨の指示があったこともあるようだ。以下の資料から窺える。

御製

御筈会

新年祝言 旧年十二月拝見

○あら玉の年もかはりて国民の心ぬけふよりは やいとゞ けむひらくる世を祝ふなり

いにしへの世々には（虫）□□を得て人の心もいやひらけまし

近藤芳樹江モ拝見被 仰付ノ御旨也。則 仰ヲ伝ノ処、同人御引直シ

申上ル、如朱墨。

愚以心得、内々高崎正風江示談ノ処、別ニ無心附云々。予亦同然之間、

御下書献上。

○右桃色御縦帳へ写スム。

（以下上段書き入レ）

御下書写

詠新年祝言歌

九あら玉の年もかはり

八ぬけふよりは民の

ハこゝろやいとゞひ

三良気武

（『明治天皇御製皇后御歌…明治十一年同十二年』明治十二年）

「近藤芳樹江モ拝見被 仰付ノ御旨也」とあることから、天皇の命により近藤に添削を依頼したことが分かる。また、三條西の考えによって高崎へも添削を見せている。

三條西が中心となつて御製の添削を行ったことは今まで検討したとおりだが、実は三條西以外が中心となつて添削したと推測される御製がある。

昨日四日於有栖川親王家御会 御製拝見被 仰付

水辺藤

○すむ水池に影をうつして藤波の花の盛ぞおもしろきかな

一、二、四御句右之通御引直シ申上ル。昨日寒ニテ御即奥右福羽
拝見之処、御初句勘考はし哉。福羽より内談。則、愚按申入者也。

打ちかすむ たちこもる梢がくれを通ふ也此舟いかにどこへ行らむ

御結句ハ福羽ノ御引直シ申上ル也。

（『三條西季知歌稿』明治八年五月四日）

初めの御製については、天皇より三條西が添削を命じられたものだが、二首目の御製については「福羽」より内談とあることから、福羽が中心となつて添削したものと考えられる。つまり、三條西は福羽から内談がなければこの御製については添削を施すことがなく、また御製を書き留める機会がなかったものと推測される。このような例は、福羽に限らず、高崎正風にも見られる。

高崎正風は明治九年四月二十五日に御歌掛を任じられ、奥羽巡幸に随行し

た際に天皇の御製を拝見する機会を初めて得ることとなり、その翌年には、西南戦争に随行したことがきっかけとなって、御製を拝見する旨を天皇より命じられたことが、高崎による半生を振り返った『歌ものがたり』⁽²⁾において語られている。そこでは、三條西が当時は中心となって添削を行っていたため高崎は固辞していたが、三條西からも高崎に御製を拝見してほしい旨の進言があったことにより御製拝見を引き受け、その後交互に御製を添削するようになったとしている。そしてこのことを裏付ける書付が以下に挙げられる。

梅雨欲晴 於西京修学院

同^(御製)

をやミなく降つゞきけるさみだれもけふのながめにはれむとすらん

右二御句ノ事、松平忠敏江内談ノ処、予、同意也。ける、たるト御引直シ申上。三、四句、高風正風心附也。其分ニ御引直シ申上。

〔三條西季知歌稿〕明治十年

ここでは、三條西が松平に「内談」して添削した旨が記されているが、それとは区別して高崎が添削した箇所を示している。これはおそらく天皇が二人に添削を命じて、それぞれ別々に添削を行い、後に両者で添削を調整したためと考えられる。また、高崎が主導となって添削を行った例も見出せる。

○なれく〜て誰をへだてん心にぞもなかりけり
我九重の庭に友つるにすむ

高崎云、友つるニテハ聊弱ク可有候坎ト云々。尤ノ説也。

○なれく〜て隔つこゝろもなかりけり

わが九重の庭にすむ鶴

〔明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年〕明治十二年

高崎が「庭上鶴馴」題で詠まれた御製の結句に対して「友つる」ではふさわしくないとする添削を、三條西が受け入れている。この他には、昭憲皇太后への御歌の添削の例であるが、『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』明治十二年歌会始の御歌は「御哥高崎拝見也」との書付が見られるが、実際に御歌は記されていない。また、同じく明治十二年十月の月次歌会では「十月御月次高崎正風拝見予所勞故也」とあり高崎が添削を行ったことは分かるのだが、歌会始同様に題のみが記されており御歌は書き付けられてはいない。このように、添削が分担された場合、三條西が主導となっていない御製については、三條西に相談などがない限り高崎が単独で行ったことが推測される。

以上、三條西季知が所持していた添削資料を検討することによって、当時の添削の実態を明らかにした。『明治天皇御集』では年次不明な年として一括された時代であるが、実際には三條西によって御製とその添削の過程が詳細に書き綴られ、まとめられていたことが分かる。また、単独で御製を添削するのではなく、複数人で添削を行うなど、慎重に添削にあたっていたことも窺える。また、自身が添削した以外の御製についても最大限に書き留めるよう努めていたことも、本資料から窺い知ることができる。

御製の年次が不明であるとされた明治十一年以前であるが、実際には年次が不明ではないのであった。

年次	会など	題	御製
明治9年	歌会始	新年望山	新しき年を迎へてふしのねの高きすかたを仰きみるかな
明治11年	歌会始	鶯入新年語	あたらしき年のほきこといふ人におくれぬけさの鶯のこゑ
明治5年	歌会始	風光日々新	日にそひてけしきやはらく春の風よもの草木にいよ、ふかせむ
明治12年3月1日	三條西による添削	寒香亭にて梅を見て	まさかりの梅の林にさす月のかけさへかを春のゆふくれ
明治11年4月12日	三條西による添削	梅のもとに簞をたかせて	白妙のうめもか、りにてらされて薄紅ににほふよはかな
明治11年3月5日	三條西による添削	をりにふれて	おみともと駒はせゆけは大庭のうめの匂をちらすはる風
—	—	浦夏月	波のうへに見るより涼し須磨のうらの松のこのまの夏のよの月
明治12年8月28日	三條西による添削	駒をはせてゆきけるに蓮池に月のうつりて見えければ	はちすはの露にやとれる夕月の光す、しき池のおもかな
—	—	秋夜長	秋の夜のなかくなるこそたのしけれ見る卷々の数をつくして
明治12年10月7日	三條西による添削	霧中鴈	秋山のふもとも見えぬ夕霧にこゑのミわたる鴈のひとつら
—	—	庭菊	この秋もところどころにさくの花うゑてたのしむ九重のには
—	—	ある夜侍補の輩をめしあつめて	あきのよの長きにあかすともし火をか、けて文字をかきすさみつ、
—	—	寒月	ふけゆけはいよいよ寒し浅茅生の霜にきらめく冬のよの月
明治7年8月3日	内の御会	国	人もわれも道を守りてかはらすはこの敷島の国はうこかし
明治9年9月13日	月次御会	日本武尊	まつろはぬ熊襲たけるのたけきをもうち平けしいさを雄々しも
—	—	述懐	いにしへのふみ見るたひに思ふかなおのかをさむる国はいかにと
明治11年11月29日	三條西による添削	近きころ作りし宇都の山の洞道をすきて	をくるまのをす巻きあけてみわたせば朝日に匂ふ富士の白雪
—	—	京都にありて	住みなれし花のみやこの初雪をことしは見むと思ふたのしき
—	—	嵐山の木の葉をあつめて香となしたるをたきて	ふるさとの木々の落葉のたま物を袖にとむるも嬉しかりけり
—	—	京都よりかへりける船の中にて	あつまにといそく船路の波の上にうれしく見ゆるふしの芝山

『明治天皇御集』に収められた明治十一年以前の御製を順と表記をかえずに抜き出した。「三條西による添削」とは三條西が添削した日付を示す。なお、不明分については「—」で示した。また、表にした都合により御製の表記のうち繰り返し記号の「〜」のみについては文字に置きかえた。

三、『明治天皇御集』編纂の意識

前章では明治初期の添削の実態を検討し、これにより『明治天皇御集』の明治十一年以前の御製が添削の過程を含めて、年次がおおよそ判明することを指摘した。御集の明治十一年以前の年次は上段の表の通りとなる。ただ、三條西の資料によっても不明な年次の御製が存在する。これはなぜか。ここで末尾の御製「京都よりかへりける船の中にて」と題された「あづまにといそぐ船路の波の上にうれしく見ゆるふしの芝山」に注目したい。実はこの御製は、『歌ものがたり』で明治天皇と高崎が西南戦争から東京へ戻る船中でのやり取りで示される一首である。これに従えば明治十年の御製であることが分かる。つまり、先にも検討したが、高崎が主導となって分担した添削については、高崎から三條西に相談などがない限り、三條西は把握できなかったものと推測される。その証拠として、高崎が随行して御製を拝見した明治十年の御製については、三條西が所持した資料にほとんど見出すことができない。年次が不明な御製は、明治十年以降に高崎が単独で添削を行ったものではないかと考えられる。また、御集が明治十一年以前としながら、上段の表で示したように実際には明治十二年の御製が混ざっていることを考えると、高崎が三條西の所持していた御製の記録を共有していなかった可能性が高い。だからこそ、『三條西季知歌稿』での御製が、御歌所が編纂した明治天皇の全歌集である『明治天皇御製』から抜け落ちてしまったのであろう。このことから考えると、『明治天皇御集』は、三條西が主導であった明治十一年以前と、高崎が主導となった明治十二年以降では全く意味合いが異なる事が

分かる。つまり、『明治天皇御製』は高崎によって添削された全ての御製をまとめたものと言える。それ以前については、三條西以外が所持していた御製をまとめたものである可能性が高い。これは、制度の整わない三條西の時代では御製の管理が行き届かず、高崎の時代となってから御製の管理の制度が整えられたことを示しているように見える。また、高崎が主導的な立場となつてから全歌集と位置づけられる『明治天皇御製』を毎年まとめたことは、将来的に御集の編纂を意図してのことようにも考えられる。つまり、現在残されている資料からは、高崎が御集編纂の筋道をつけたと推測できるのである。

では、三條西には全くこのような意図がなかったのだろうか。三條西が御製をこれほどに念入りに添削したのは、単に自身の記録として残しておくためだけであつたのだろうか。おそらくそうではなかったと考える。その根拠となるのが、『明治天皇御製皇后御歌・明治十一年同十二年』の一冊目に見える三條西の書付である。

うき塵の花

白金砂子御横帳	一之上	
樺御横帳	一之下	明治六年ニ至リ 御製 <small>但明治七年十二月初会ノ御製 此中□□御製之末ニアリ</small>
黄御横帳	二之上	明治七年以来 ■ 毎月御会 御製 御会始并紀
		元節天長節等之題 御製等題
薄紅御横帳	二之下	明治七年以来 毎月御会 御製
紫御横帳	三之上	明治十年以来 別紙 御製等題
萌木御横帳	三之下	明治十年以来 別紙 御製 惣 御製
以上六冊也		誂出

他ハ被下

御製 御写稿

皇后御歌

右自奉書表紙

貴■春堺紙也

明治十一年十二月二十九

御前へ献上了

写一冊同日力石へ

渡置了

これは、『うき塵の花』⁽²⁾という歌集を書き付けた資料の体裁とその内訳と考えられるものである。内容は三條西の書付によって、明治天皇の明治十一年までの御製を記したものであることが推測できる。明治六年以前の御製は「白金砂子御横帳」と「樺御横帳」に、明治七年から明治九年までの御製は「黄御横帳」と「薄紅御横帳」に、明治十年以降の御製は「紫御横帳」と「萌木御横帳」にまとめたことが分かる。つまり、御製集といつてよいだろう。また「明治十一年十二月二十九御前へ献上了」とあるので、明治十一年十二月十九日に、それまでにまとめた御製集『うき塵の花』を天皇に献上したと考えられる。なお、献上後も引き続き『うき塵の花』がまとめられたようである。『明治天皇御製皇后御歌 明治十一年同十二年』には御製の添削の書付とともに「以上御三首桃色表紙御写スム」といった書き入れがしばしば見出すことができ、ある程度御製がまとまったなら「桃色表紙」などに書き写していただくことが窺える。以上から、三條西が所持していた『三條西季知歌稿』、『明治天皇御製・明治七年至十二年月次并当座歌稿』、『明治天皇御製皇后御歌・

明治十一年同十二年』が御集編纂の下資料となったことが推測される。つまり、これらの資料をまとめた意図は『うき塵の花』という御集編纂であったといえよう。

このような、三條西による御集編纂の意図を裏付けるのが、明治七年以降に見られる月次歌会での御製への添削方法である。第二章で検討したとおり、天皇が出詠した後にも添削が加えられているということである。通常であれば、歌会に出詠する以前の添削が重要であると思われるが、特に明治七年から十年では出詠前は全く添削をせず、出詠後に添削を行うということが見られた。これは、歌会始での添削が会の以前に行われることと全く逆のことといえる。なぜこのようなことがなされたかという点、それは、御集編纂を見据えてのことであると考ええる。つまり、御製が公となることを想定して、月次歌会では一見すると矛盾するような添削の方法が行われていたのではないか。これは、三條西が早い段階で御集を意識していなければできないことである。御集編纂のための添削は、明治の初期の頃からすでに行われていたと言えるのではないか。そして、このような下地があったからこそ、これらの三條西がまとめた資料が高崎に引き継がれなかったものの、当時の御歌掛には三條西の意識は引き継がれ、明治十二年という三條西と高崎の両者が添削に携わった年に、御集を年次ごとにまとめるという制度が確立されたものと考ええる。

おわりに

明治天皇御製の初期の中心的な指導者であった三條西季知は、早稲田大学

図書館に所蔵される資料群によって、詳細な御製の添削の記録を残していたことが分かった。これは、三條西の後の指導者であった高崎による添削の記録が現在見出せないため、当時の添削の過程を窺い知ることができると大変貴重な資料であるといえる。また、明治天皇の全歌集である『明治天皇御製』にも収載されない新出の御製が三條西の資料から見出すことができた。これらの資料が示すことは、『明治天皇御集』が明治十一年までをひとまとまりとするように、詳細な記録を持たない期間であったと思われる時期が、実はそうではなく、すでに御集編纂を意図する、その後の御歌所の方針を定めた重要な期間であったということである。これは、現在残されている御集の下資料となった『明治天皇御製』だけでは分からない事実であった。明治十二年という年は、高崎が中心となったことを期に御歌掛の制度が変わったというのではなく、三條西が何年もかけて整えた制度が固まった年といえるのではないか。だからこそ、『明治天皇御製』は明治十二年以降に年次ごとに御製をまとめるという書式を整えることができたのではないだろうか。三條西による早期からの御集編纂の意識が結実した結果ともいえる。そして、三條西が早くから御集を目的とすることができたのは、近世以前の天皇が御集を編まれていたという伝統に基づいたためではなかったか。近世以前では、三條西が用いた方法のように何人もが同じ和歌の添削にあたり、また、歌会の出詠後に添削を加えるということが行われていた。それは天皇の御製についても例外ではなかった。このような和歌の伝統を踏まえて、三條西は御製の添削にあたったと考えられる。そして、添削という行為が歌集を編むための一連の所為であることは、三條西にとっては自然なことであったと推測される。『明治天皇御集』は、このような和歌の伝統に基づき意識から浮かび上

がったものではないだろうか。三條西が残した資料は、近世以前から続く伝統的な添削の有り様と、御集編纂の過程をも示すものであった。

注

- (1) 宮内庁宮内公文書館所蔵『明治天皇御製教調』（大正・昭和期。識別番号、三七一四二、三七一四三）によれば、九万四千九百首である。なお、清水裕介『明治天皇御製の公開と「聖蹟」―田中光顕・児玉四郎の活動の事例として―』（『バルテノン多摩博物館部門研究紀要』第一号、二〇一三年）に指摘がある。
- (2) 宮内庁宮内公文書館所蔵。宮内省臨時編纂部『明治天皇御集 上・中・下』（大正八年）。識別番号、七〇五二三～七〇五二五。
- (3) 宮内庁宮内公文書館所蔵。臨時帝室編修局作成（大正期）。識別番号、三七五〇五。
- (4) 明治九年に宮内省侍講局に文学御用掛が設置され、明治十九年の侍従職御歌掛の設置を経て、御歌所は明治二十一年六月に設置された。
- (5) 宮内庁宮内公文書館所蔵。臨時帝室編修局作成（大正写）。全一〇七冊。識別番号、三七〇三五～三七一四一。
- (6) 宮内庁宮内公文書館所蔵。御歌所作成（大正期）。識別番号、七〇八〇一～七〇九一四。
- (7) 宮内庁宮内公文書館所蔵。御歌所作成（大正期）。識別番号、七〇七五九。
- (8) 宮内庁宮内公文書館所蔵。御歌所作成。識別番号、二四四〇七。清水裕介前掲論の指摘による。また、昭憲皇太后の御集は「玉兔」と呼称されていたことが、宮内庁宮内公文書館所蔵の『昭憲皇太后御集稿本 附表玉兔御文章』（大正期、識別番号、七一一九九）によって分かる。
- (9) 早稲田大学図書館所蔵。請求記号、へ 〇二 〇四八六七 〇〇二八。以下、早稲田大学図書館所蔵本は、早稲田大学古典籍総合データベース (<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/>) に拠った。
- (10) 早稲田大学図書館所蔵。請求記号、へ 〇二 〇四八六七 〇〇二九。

- (11) 早稲田大学図書館所蔵。請求記号、へ 〇二 〇四八六七 〇〇三〇。
- (12) 宮内庁宮内公文書館所蔵。御歌所作成『宮中月次並京都華族等詠進三二八』。識別番号、七六〇五八。本来、東山御文庫所蔵の宸筆の御製に拠るべきところだが、注(12)、(14)、(15)にあたる分が欠けているため、宮内庁宮内公文書館の所蔵資料に拠った。注(19)、(20)の御製については東山御文庫所蔵の短冊が存するためこれに拠った。
- (13) 宮内庁宮内公文書館所蔵。『明治天皇御製 丁一』。識別番号、三七〇三八。
- (14) 宮内庁宮内公文書館所蔵。『京中月次並京都華族等詠進七七』。識別番号、七六〇九九。
- (15) 宮内庁宮内公文書館所蔵。『宮中月次並京都華族等詠進一三八』。識別番号、七六一六〇。
- (16) 宮内庁宮内公文書館所蔵。『明治天皇御製 甲一』。識別番号、三七〇三五。
- (17) 宮内庁宮内公文書館所蔵。御歌所作成。識別番号、二四四〇〇。
- (18) 鈴木健一「後水尾院の和歌添削方法」、『日本文学』三九一一〇、一九九〇年、大谷俊太「和歌の稽古と添削―近衛信尋・尚嗣父子の場合」、『国学院雑誌』九五―一、一九九四年。
- (19) 東山御文庫所蔵。『明治天皇御短冊』（勅封番号…一八五―二―一）。
- (20) 東山御文庫所蔵。『明治天皇御短冊』（勅封番号…一八五―二―一）。
- (21) 高崎正風著、遠山稲子編。東京社、一九二二年。
- (22) 現在、この資料の所在は不明である。
- (23) 歌会始では出詠された和歌は披講されたが、月次歌会では出詠のみで披講はされなかったため、月次歌会での出詠が公となるとはいえない。

【別表1】

年次	会	歌題	御製（添削前）	御製（添削後）
明治3年6月13日	御当座	夏月	すゞしくとちあいではれば夏の夜の月も木間にあらはれにける	すゞしくとちあいではれば夏の夜の月も木間にあらはれにけり
明治3年	—	菊始開	吹上の庭に植そふしら菊もことしハ花も咲はじむなり	吹上の庭に植そふしら菊のことしハ花も咲そむるなり
明治3年	—	初雪	冬くれば庭もひとつにつもらむとひとり待けるはつ雪の色	冬くれば庭もひとつにつもらむとひとり待れしはつ雪の色
明治3年	—	水鳥多	山ざとの堀にもミつる水とりの鳴ねさだめずあそぶ冬かな	山ざとの堀におりつる水とりの鳴ねあまたにあそぶ冬かな
明治3年11月13日	御当座	書	むかしより書をよみてや天下治る事も人ハしるなり	むかしより書をよみてこそ天下治る事も人ハしるなれ
明治3年11月23日	御当座	神祇	むかしより御国の神のまつりとはやけふ明ると思ふ冬かな	むかしより御国の神の神まつりはやけふ明ると思ふ冬かな
明治3年12月3日	御当座	神楽	かぶり火をたきてミまへに神楽うたうたふ声こそいとすさまじき	かぶり火をたきてミまへに神楽うたうたふ声こそいとすミにけれ
明治3年12月13日	御当座	月前雪	さしそふるこよひの月に雪かけを光てミゆる冬のよらかな	さしそふるこよひの月に雪さへも光さやけき庭の面かな
明治3年12月23日	御当座	年内鶯	冬ながらはやくも出るうぐひすの声も木末にきこゆなりけり	冬ながらはやくも出るうぐひすの声も高木にきこゆなりけり
明治4年	—	聞鶯	おもしろやはつねの声の鶯もはなの匂ひをいつか知して	×
明治4年2月13日	御当座	嶺上霞	峯高く立そふかすみたな引てほのかにミゆるふじの山かな	×
明治4年	—	花下言志	咲みつるさくらの花の下かげに立よりみるも楽しかりけり	×
明治4年5月13日	御当座	杜鵑	見わたせばしげれる杜に鳴蟬の声もかしまし夏の夕暮	岡のべやしげれる杜に鳴蟬の声もかしまし夏の夕暮
明治4年5月23日	御当座	郭公遍	こ、かしこ杜の梢にほと、ぎす鳴ねもあまた聞ゆなりけり	×
明治4年5月23日	御当座	郭公遍	雲間をばとき返りなく時鳥時をたがへぬ声のかずかず	をち返りなくや五月の時鳥時をたがへぬ声のかずかず
明治4年5月5日	端午御会	夏月	大空のかざりもなしに雲はれて秋におとらぬ夏の夜の月	×
明治4年6月13日	御当座	泉辺納涼	松陰の泉によりてあつさをも忘る、斗おもふ夏かな	×
明治4年6月23日	御当座	六月に秋の立たる	六月の中ばにきつる秋風も夏におとらぬすゞしかりけり	六月の中ばも過てくる秋に夏を忘る、風のすゞしさ
明治4年	—	待草花	今ハはや庭の千草も盛とやいと面白のはなのおもかけ	×
明治4年	—	七夕竹	織女にたむくる竹の色ふかく秋に一夜のちぎりなりけり	×
明治4年	—	萩	秋風の音にやたつる萩の葉のそよぐもさびし庭のまさこぢ	秋風の吹くるごとに音たて、そよぐもさびし庭のをきはら
明治4年	—	秋夕	風の音きくもすゞしや夕より露の光も猶まさりつゝ	×
明治4年8月15日	御当座	見月	村雲のまよひハあれど秋のよのこよひの月をみるをたのしむ	×
明治4年8月23日	御当座	擗衣	さよ更て枕にちかき砧うつ音もかさねてきこゆ秋かな	さよ更て枕にちかく砧うつ音もかさねてきこゆ秋かな
明治4年9月9日	重陽御会	籬菊	うゑ置しまがきのもとのしら菊もことしの秋に花咲にけり	×
明治4年10月3日	御当座	時雨	冬くれば空のけしきもかはるらん風もおのづと時雨するなり	冬くれば空のけしきもかはりつゝ、風のまにまに時雨するなり
明治4年10月13日	御当座	朝霜	朝戸出てさむけき霜の色に又ふゆのしるしを我ひとりみん	朝戸出てさむけき霜の色に又ふゆのしるしを友々にみん
明治4年12月3日	御当座	雪中望	こずゑをもひとつにつもる白雪をさくらははなとちらしてぞみる	こずゑミなひとつにつもる白雪をはなの咲かと打ミやりつゝ
明治4年12月13日	御当座	庭早梅	おもしろきはや庭さきの梅のはな匂ひを人にしらすぞで哉	×
明治4年12月23日	御当座	神楽	冬の夜のふけゆくまゝに神楽うた声も風にやきこゆなるらん	×
明治4年12月23日	御当座	神楽	うたひ人さむきをわするかぐらこそ世におもしろくかみぞまちける	うたひ人さむきをわするかぐらこそ世におもしろくかみも聞らめ
明治5年正月23日	御当座	鶯	谷間よりいで、や庭の梅がえになくうぐひすの声も春めく	×
明治5年2月3日	御当座	庭梅	春のきてこずゑに梅の花さきて庭にも匂ふのどかなりけり	春のきてこずゑに梅の花さきて匂へる庭はのどかなりけり
明治5年2月13日	御当座	水辺柳	きしのべに生る柳のはの長くかけもながれの水にうつれる	きしのべに立る柳のはのながくかけもながれの水にうつれる
明治5年2月23日	御当座	雲雀	原にすむひばりも春ののどけさに声をそろへて立のぼらむ	×
明治5年	—	賞桃	梅さくら松や柳ととりわけて色香もまさる桃の一本	梅柳又ハさくらにくらぶとも色まさるべき桃の花かな
明治5年3月23日	御当座	歎冬	岸のべにつらなり咲るやま吹の花の盛のいとおもしろき	×
明治5年4月13日	御当座	卯花似雪	庭ミればかきねにさける卯花のはなをバ雪とまがふなりけり	×
明治5年4月23日	御当座	新樹	木高くも生るこずゑの色青くミるもすゞしき夏の此ごろ	木高くもしげる若ばのあさ緑ミるもすゞしき夏の此ごろ
明治5年5月3日	御当座	郭公	やミの夜にすがたわからずほと、ぎす近く鳴音を人にきかして	すがたこそそれともわかねほと、ぎす近く鳴音を人にきかして
明治5年5月5日	御会	盧橘	わすれじな都の庭に生そふる花立ばなもいまはさくらん	やましろの都の内に生たてる花立ばなもいまはさくらん
明治5年8月3日	御当座	萩露	秋の野に咲そふ萩の花の上にかざりかざれるつゆのしらたま	×
明治5年8月13日	御当座	野鶉	秋の野の千草の花にたはぶれて遊ぶうづらの友つれにける	×
明治5年8月15日	別段御当座	対月	こよひこそ雲はれわたるれさす月の光をミるも楽しかりけり	こよひこそ雲はれわたるれすむ月の光をミるも楽しかりけれ
明治5年8月23日	御当座	初雁	くれかゝる空をば渡るはつ雁の鳴つる声を我は聞ける	くれかゝる空をば渡るはつ雁の鳴つる声を我は聞けり
明治5年9月9日	重陽御会	見菊	吹上の芝とり分てきくのはな植て楽しむ秋の長月	×
明治5年10月3日	御当座	時雨	うき雲のまよひにつれて村時雨ふりて色そふ庭の草ばや	うき雲のゆき、につれて村時雨ふりて色そふ庭の草ばや
明治5年10月13日	御当座	落葉霜	かさなれる木のはのうへの霜かさをみるも冬けの庭のけしきは	かさなれる落ばのうへの霜かさをみるも寒けの庭のけしきは
明治5年11月3日	御当座	水鳥	ながめつる雲間を飛や水鳥のはや水の瀬にをり立にける	ながむれば雲間を飛や水鳥のはやも水ぎはにをり立にけり
明治5年11月3日	別段御当座	待雪	富士のねは雪の花がさかざすらむまだ都にハ降を待えて	富士のねは雪の花がさかざすらむまだ都にハ降を待けり
明治5年11月13日	御当座	風前薄	たれか住嵯峨野の原の玉すゝき吹秋風に末なびくなり	はるばると嵯峨野の原のはなすゝき吹秋風に末なびくなり
明治5年11月13日	別段御当座	霜夜月	置霜をさす月かげにてらされてミるも寒けの冬の夜のそら	×
明治6年正月29日	内々御当座	梅初開	あら玉の年たちかへるけふの日ににほひをにほひ梅のはつ花	あら玉の年はかはりてけふの日ににほふも嬉し梅のはつ花
明治6年2月3日	内々御当座	朝柳	朝な朝な緑をそふる青柳の糸にや年をミそなはずらむ	朝な朝な緑をそふる青柳の糸にや年をくりかへしミむ
明治6年2月4日	別段御当座	餘寒	春ながらまた風さむく我身にもおもほゆる年のけふの日影や	×
明治6年2月4日	別段御当座	窓梅	ながめにもなればや窓の梅のはな春きにけりと匂ひこそすれ	ながめにもなれとや窓の梅のはな春きにけりと匂ひこそすれ
明治6年2月4日	別段御当座	梅花匂袖	咲そむる梅のはなの香とりどりと袖にとゝめて我ながめばや	×
明治6年2月5日	於紅葉御原屋御当座 麝香間侍従等	春風解氷	かはりゆく春といへども吹風に池の水もうちとけにける	かはりゆく春といへども吹風に池の水もうちとけにけり
明治6年2月13日	御当座	若草	時もととき野への雪間に萌いづるミどりこそふる春のわかき	時もととき野への雪間に萌出てミどりをそふる春のわかき
明治6年2月17日	—	雪のふるに雨もまじりたるをよませ給ひける	村雲のまよひにつれてしら雪の雨にまじりて降も寒けし	×
明治6年3月3日	御当座	梅花盛	春けなるそらにかすミを立こめて庭の梅がえ花さかりする	春けなるそらにかすミを立こめて庭の梅がえ花ざかりなり
明治6年3月13日	御当座	帰雁	雲間をばたどりて行や雁かねの花になごりを恨むこゑこゑ	×
明治6年3月18日	別段御当座	晴天遊絲	晴わたる空に棚引いとゆふも日かげにミゆる春の、どけさ	×
明治6年3月18日	別段御当座	毎日有春	きのふけふ空はれわたる春の日の心しづかに花をながむらん	きのふけふ空はれわたる春の日の心しづかに花をながめん
明治6年3月23日	御当座	花始開	春けなる空にもつれて山ざくら今さきはえむ花のおもかけ	春けなる空にもつれて山ざくら今さきそむる花の一枝
明治6年4月3日	御当座	—	日にそへてまらし梢の糸ざくら花さく春の心のどけき	日にそへてまたれし庭の糸ざくら花さく春ぞ心のどけき
明治6年4月23日	内々御当座	歎冬	川の瀬になびく山吹咲みちて色香を水にうつしてぞみる	川ざしになびく山吹咲みちて色をバ水にうつしてぞみる
明治6年4月13日	皇后宮御誕辰二付御賀 哥御会	庭樹結葉	庭もけふしげりをむすぶときは木の色をたがへぬ年の久しさ	若葉さす庭の梢ハときは木の年の久しき色に立ならびても（「年の」削除カ）
明治6年11月3日	御当座会 天長節	菊久芳	かはりゆく年のけふにもあひにけり久しく匂へ庭のしら菊	×
明治6年11月13日	御当座	庭紅葉	立しげる木々のこのまに紅葉の庭に色しく秋のたのしみ	×
明治6年11月13日	御当座	庭紅葉	木々も木々ときはの色に打まじり色かゞやかす庭の紅葉	木々も木々ときはの色に打まじりさしもかゞやく庭の紅葉
明治6年12月3日	御当座	籬寒草	庭の面の籬の草も霜がれて春の日影をまぢまぢにけり	×
明治6年12月13日	御当座	木枯	立ならぶ秋のもミち吹かぜにちるも冬けの庭のまさこぢ	立ならぶ秋のもミち吹はらふ音もはげしき庭の木がらし
明治6年12月23日	内々御当座	歳暮	くれ行とまた年さむき冬の日のかはれる春も赤さかの里	×
明治11年	御陪食ノ時被出御題	新年共楽	新らしき年のはつ日をむかへきて臣と共々むかふけふかな	×

※会の名称については【三條西季知歌稿】の表記に従った。また不明分については「—」で示した。御製への添削が施されなかった場合は「×」で示した。また表にした都合により御製の表記のうち繰り返し記号の「〜」のみについては文字に置きかえた。

【別表2】

御製を拝見した日付	添削者
1月27日	三條西
1月20日	三條西
2月2日	三條西
2月4日	三條西
2月5日	三條西
2月8日	三條西
2月21日	三條西
2月25日	三條西
3月1日	三條西
3月4日	三條西
3月5日	三條西
3月8日	三條西
3月10日	三條西
3月14日	三條西
3月17日	三條西
3月18日	三條西
4月17日	三條西
4月28日	三條西
5月7日	三條西
5月14日	三條西
5月20日	三條西
※5月20日	高崎、三條西
5月30日	三條西
6月6日	三條西
※6月13日	三條西等
6月20日	三條西
6月22日	三條西
6月25日	三條西
6月28日	三條西
7月1日	三條西
※7月5日	高崎、三條西
7月5日	三條西
7月9日	三條西
7月12日	三條西
7月21日	三條西
7月24日	三條西
7月29日	三條西
8月1日	三條西
8月4日	三條西
8月5日	三條西
8月8日	三條西
8月11日	三條西
8月14日	三條西
8月20日	三條西
8月20日	三條西、高崎
8月23日	三條西
8月26日	三條西
8月28日	三條西
9月1日	三條西
9月4日	三條西
9月7日	三條西
9月9日	三條西
9月12日	三條西
9月13日	三條西
9月29日	三條西
10月7日	三條西
10月21日	三條西
10月29日	三條西
11月6日	三條西
11月8日	三條西、高崎
11月14日	三條西
11月18日	三條西
11月25日	三條西
12月3日	三條西
12月11日	三條西
12月13日	三條西
12月1日	三條西
12月22日	三條西

他者が先に添削をし、後に三條西が添削をしたものについては、先に他者の名前を記した。また、三條西が後日に他者の添削を書写した日付については「※」印を付した。なお、日付が前後しているものについては、日付順に並びかえた。